入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規定第８号。以下「財務規程」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県企業局東部事務所における監視・操作業務委託　一式

（２）業務の仕様

鳥取県企業局東部事務所における監視・操作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和 12 年３月 31 日まで

２　入札参加資格

本件公告に記載のとおり

３　契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

４　入札手続等

（１）郵便等による入札

ア　可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、本件公告４（１）の場所に送付すること。

イ　アによらない入札日時より前の、持参による提出は受け付けない。

（２）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和８年12月25日（金）午後１時30分　即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（木）午後４時までとする。

イ　場所

〒680-8570　鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎２階）

５　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第３号）を作成し、電子メールにより本件公告４（１）の場所に令和８年 12 月４日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和８年 12 月９日（水）にインターネットの鳥取県企業局ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm）によりまとめて閲覧に供する。

6　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成の上、令和８年 12 月 17 日（木）午後４時までに郵送（期限までに必着のこと。）又は持参により本件公告４（１）の場所に提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

（５）（１）の提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

（６）落札者は、契約締結後、令和９年１月 25 日（月）午後４時までに本件公告２（６）に定める業務責任者調書（様式第８号）及び本件公告２（７）に定める現場常駐体制に関する書類（様式第９号及び様式第 10 号）を提出すること。提出されない場合又は本件公告２（６）及び（７）の要件を満たさない場合は、契約を解除するものとする。

7　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）　入札参加資格確認申請書（様式第１号）

（２）本件公告２（４）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 28 号）第 10 号様式）等）
（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

（３）実績表（様式第２号）

8　資格審査について

（１）６（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和８年 12 月 22 日（火）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和８年 12 月 23 日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和８年 12 月 24 日（木）までに書面により回答する。

9　入札及び開札

（１）入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（２）入札書（様式第４号）には、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記された本件調達案件の名称及び入札者名を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（３）入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

（４）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（５）代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第５号）を本件公告４（１）の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合

はこの限りでない。
（６）入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事　平井　伸治」とすること。
（７）開札は、入札者又は代理人が立会いして行う（４（１）による入札を行う者を除く。）。
（８）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）
（９）４（１）による入札で２回目以降の入札を行おうとする者は次のとおりとすること。
ア　入札書を封入する封筒は回数ごとに別封筒とし、該当する回数を明記すること。
イ　アの封筒をまとめて送付用封筒に入れ、一括して送付すること。
ウ　１回目の入札で落札決定したときは２回目以降の入札書等は開封せず、２回目の入札で落札決定したときは３回目の入札書等は開封しない。
エ　回数の明記のない封筒を提出した者は、11（６）により全ての入札を無効とする。
（10）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
（11）本件入札には、鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。
（12）入札者は、政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
（13）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
（14）入札参加者又はその代理人は、次に掲げる手続きを行った上で、入札を辞退することができる。
ア　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第６号）を入札執行者に提出又は郵送すること。
イ　入札の執行中にあっては、入札辞退届を入札執行者に提出すること。この場合において、すでに入札書を提出した入札参加者又はその代理人については、辞退を認めない。
ウ　入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札で不利益な取扱いを受けることはない。
（15）15（８）の各号に該当する者であっても、初年度研修費全額を見込んだ額で入札すること。

10　入札保証金及び契約保証金
本件公告に記載のとおり

11　入札の無効条件
次に掲げる入札は無効とする。
（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
（２）入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
（３）入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札（４（１）による入札を行う者を除く。）
（４）他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは２人以上の入札者の代理をした者の入札
（５）委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
（６）１回の入札に対し、入札書等をそれぞれ２通以上提出した入札
（７）入札に関して不正の行為があった者の入札
（８）記名押印のない入札書による入札
（９）入札金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札書による入札
（10）政令、財務規程、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12　落札者の決定方法

（１）本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 65 条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（２）入札金額が同額で落札予定者が２者以上となった場合、当該落札予定者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者に決定する。

13　契約書の作成の要否

要

14　手続きにおける交渉の有無

無

15　その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（６）本件公告６（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第７号）とその添付書類を提出すること。

（７）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 11 号）を提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

（８）落札者が本業務の実務経験（開札の日から１年以内のもので、その従事期間が３ヶ月以上であるものに限る。）のある者を配置する場合について次のとおり減額する。（直接物品費、業務管理費、一般管理費等の経費を含む。）

ア　業務責任者を経験した者を業務責任者として配置した場合は、業務責任者研修費分相当額。

イ　技術員を経験した者を技術員として配置した場合は、経験した者１名につき平日昼間監視業務研修費及び平日夜間監視業務研修費を各 10 回分相当額。

（９）（８）の減額割合は、次のとおりとする。

ア　（８）アのとき、入札金額の 0.25 パーセント。

イ　（８）イのとき、経験した者１名につき入札金額の 0.595 パーセント。

ウ　（８）アに該当し、かつイの技術員全てが経験した者であるとき、入札金額の 2.63 パーセント

(10)　（９）の減額の時期等については、次のとおりとする。

通常委託期間の開始日までに減額変更契約を締結する。